

## 林地開発許可地（市原市）における土砂流出について

森 林 課

1 1月に市原市大桶地先の林地開発許可地において発生した土砂流出事故について、県では、事業者に対し行政指導指針に基づく指導及び勧告を実施してきました。

その結果、当該事業者から「復旧措置計画書」が提出され、12月から復旧工事が開始されています。今後も、当該事業者へ適切な復旧措置を指導しつつ、市原市と連携しながら市道の1日も早い開通に向けて取り組んでまいります。

**第1 市原市大桶地先の土砂流出について****1 林地開発許可の概要**

- (1) 申請者 株式会社 アレス（代表取締役 高島 勉）
- (2) 工事箇所 市原市大桶字石神654番4ほか15筆
- (3) 区域面積 約14ヘクタール（うち林地開発許可面積7ヘクタール）
- (4) 事業目的 太陽光発電施設設置ほか（発電量4.2MW）
- (5) 計画期間 平成28年12月5日～平成31年10月31日

**2 事故発生からこれまでの経過**

- 11月 6日 盛土が崩壊し、大量の土砂が隣接する市道へ流出
- 11月 7日 事業者が市道部分の土砂を一時撤去（人的被害なし）
- 11月 8日 県が7日付けで事業者に対して勧告書を発出
- 11月16日 庁内関係各課による土砂流出事故対策本部会議を開催
- 11月21日 事業者が復旧措置計画書を提出
- 12月 3日 事業者が復旧工事に着手

**3 復旧工事の概要**

市道54号線（うぐいすライン）の開通に向け、復旧工事を実施中です。

**(1) 不安定土砂の撤去**

調査により確認した不安定土砂（3万6千5百立方メートル）を撤去し、事業区域内及び隣接する土地に運搬して、一時保管を行います。

**(2) 防護柵の設置**

市道に接する箇所には、防護柵（大型土のうによる築堤）を設置します。

**(3) 雨水排水施設の設置**

雨水を安全に排水させるため必要となる沈砂池、洪水調節池及び仮設導水路を設置します。

**4 今後の対応**

市原市とも連携しながら、不安定土砂の撤去等の復旧工事を速やかに進め、市道の1日も早い開通に向けた安全確保に取り組みます。

また、造成工事の再開に際しても、適切な工事がなされるよう指導してまいります。

## 5 林地開発許可等における進捗確認や監視のあり方について

林地開発地において同様の土砂流出が二度と起きないように、計画どおりに工事が進められているかどうかを確認する方法や、違反行為に対する監視のあり方などについて、検討を進めてまいります。

### 11月6日 施工地（土砂崩壊状況）



### 11月6日 うぐいすライン（被害状況）



### 11月7日 うぐいすライン（撤去状況）

